

6月、10月は「いじめ見逃しゼロ強調月間」です

新潟県では、学校、家庭、地域が連携して、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題の解消と未然防止に社会全体で取り組むことを目標として、『いじめ見逃しゼロ県民運動』を展開しています。

「深めよう 絆 にいがた県民会議」では、この運動の趣旨をより多くの皆様に理解していただき、県民総ぐるみの運動になるよう取組を推進しています。阿賀町でも、町内のすべての学校で「いじめ見逃しゼロスクール集会」等を開催し、6月と10月を「いじめ見逃しゼロ強調月間」として、取組の充実を図るなど、この運動を推進しています。保護者、地域の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。



【問い合わせ先】阿賀町教育委員会 学校教育課 ☎92-2561

平成30年度 小学校・中学校 教科書展示会のお知らせ

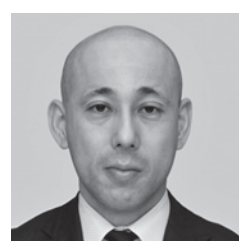
- 展示会場 五泉市立図書館内「五泉教科書センター」（2階 第1・第2会議室）
- 展示期間 6月15日(金)～7月1日(日) ※毎週月曜日と毎月最終金曜日は閉館です
- 展示時間 平日 9:30～18:30
土・日曜日 9:30～17:30
- 展示図書 小中学校教科書（特別の教科道徳を含む）

※どなたでもご覧になれますので、お出かけの際にお立ち寄りください。

【問い合わせ先】阿賀町教育委員会 学校教育課 ☎92-2561

阿賀町無料法律相談所 ～ 私たちがご相談にお答えします ～

平成30年度の担当弁護士をご紹介します。



菊池淳哉法律事務所
きくち じゅんや
弁護士 菊池 淳哉



北辰法律事務所
なかせ けいこ
弁護士 中澤 圭子



藤田善六法律事務所
はらだ こういち
弁護士 原田 宏一

法律相談は、毎週水曜日の午後1時30分から午後4時まで開催しています。



TM共同法律事務所
わたなべ かずや
弁護士 渡部 和哉



勝見洋人法律事務所
こまがた さとし
弁護士 駒形 聡

【予約受付先】
新潟県弁護士会
☎025-222-5533

※受付時間は月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までです。
※無料相談チケットは、年度内に1人2枚までご利用できます。チケットは、相談日当日に会場でお渡します。

【問い合わせ先】町地域包括支援センター ☎92-3986

あが国保だより

柔道整復師（接骨院・整骨院）の正しいかかり方

柔道整復師の施術でも保険証が使える場合と使えない場合があります。

○ 健康保険が使える場合

- ・外傷性の捻挫（くじく、ひねる）
- ・打撲（打ち身）
- ・挫傷（肉離れなど）
- ・骨折、脱臼（応急手当を除いて、医師の同意が必要）

× 健康保険が使えない場合

- ・疲労性、慢性的な要因からくる肩こりなど
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善などがみられない長期の施術（応急処置を除く）
- ・スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術
- ・仕事や通勤中に起きた負傷（労災保険からの給付）

～施術を受ける時の注意点～

○ 負傷原因をはっきり伝えましょう

いつ、どこで、何をして、どんな症状があるのかを正確に伝えて、健康保険が使えるのかを相談しましょう。

○ 「療養費支給申請書」は原則、患者本人が署名、押印をしてください

柔道整復の療養費の支払いについては、例外的な取り扱いとして、患者は自己負担のみを柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求し支払いを受ける受領委任という方法が認められています。

施術を受けた時は、患者の方は療養費支給申請書に記載された負傷名、日数、金額などを確認し、原則として「患者本人」が署名することになっています。（手首の負傷などにより自署できない場合は代筆でも可能ですが、その場合は押印が必要です）

○ 領収書は必ずもらいましょう。

領収書は医療費控除を受ける際に必要になりますので、大切に保管してください。

○ 施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けましょう

長期の施術を受けても改善がみられない場合には、内科的要因も考えられるので医師の断を受けましょう。



施術の内容について町がおたずねすることがあります

負傷の原因、負傷した部位、施術日などを確認させていただく場合がありますので、領収書を保管しておくとともに受診記録をつけるなど、患者さんご自身で回答できるようご協力をお願いします。

【問い合わせ先】町民生活課 国保年金係 ☎92-5761

〔国民年金 後納制度〕納め忘れた保険料はありませんか？

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度です。

また、平成29年8月からは資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。

後納制度で未納分を納めることにより、
○年金額が増えたり ○年金受給権を得られる場合があります。 ○分割納付もできます。

※すでに老齢年金を受給している方などは後納制度の利用はできません。

詳しくは 国民年金保険料専用ダイヤル 0570-011-050

または [政府広報 後納制度](#) [検索](#) までお問い合わせください。